

## 鴨田ふれあい農園利用約款

第1条 鴨田ふれあい農園は、土に親しみながら野菜や草花を栽培し、農業体験を通じて農作物や農業への理解を深めることを目的とする。

第2条 利用者は、申し込み手続きに際し、農園利用料を添えて「鴨田ふれあい農園利用申込書」を事務局に提出し、利用の承認を受けた後でなければ、指定の農園を利用することはできない。

第3条 利用者が利用する農園は、野菜や草花を栽培する以外の目的に利用することはできない。

第4条 利用者が耕作できる時間は、日の出から日没までとする。

第5条 利用者が農園を利用できる期間は4月1日から翌々年2月末(変更の場合あり)までとする。また、期間途中からの利用者についても、利用期限は同様とする。

第6条 鴨田体験農園組合長は、利用者が次のことを行った場合、利用を取消しすることができる。

- (1) 野菜、草花の栽培以外の目的に利用した場合。
- (2) 長期間放置し、他の利用者に迷惑をかけた場合。
- (3) 自ら農作業を行わず、他人（家族以外）に利用させた場合。
- (4) 営利を目的に栽培している場合。
- (5) 他の利用者の迷惑になるような行為をした場合。
- (6) 本約款、鴨田ふれあい農園利用規約及び第10条の指示などに従わ

ない場合。

(7) その他、利用上適当でないと思われる場合。

第7条 利用者が利用を止めるときは、「鴨田ふれあい農園利用解約申出書」を事務局に提出するものとする。この場合、利用料は返還しない。

第8条 農園利用中、除草剤の使用その他の作業によって、他の利用者との間のトラブルが発生した場合、あるいは事故によるけが、盗難等、川越市及び鴨田体験農園組合は一切その責任を負わないものとする。

第9条 利用期間終了後は、私有物を撤去の上、ただちに管理者に農園を引き渡さなければならない。

2 管理者は、利用期間終了後、利用者が農園内に残置した物を所有権を放棄したものとして撤去することでき、処分に要した費用を利用者に請求することができる。

第10条 管理者は、利用者に対し、管理上支障がある行為に対し指示ないし是正を求めることができる。なお、利用期間終了後においても同様とする。

第11条 管理者は、本約款、鴨田ふれあい農園利用規則及び前条の指示などに従わない利用者に対し、当該利用の取消し又は新規の利用を認めないことができる。

## 鴨田ふれあい農園利用規則

- 1 利用者は、市内在住者、市外在住者、市内法人で期間を通して農園を有効に利用できる方とする。
- 2 農園の利用者は申し込み者及びその家族で 1 家族・法人 12 m<sup>2</sup>区画は 3 区画、30 m<sup>2</sup>及び 50 m<sup>2</sup>区画は 1 区画までとし、違反した場合は利用を取消すことができる。
- 3 利用者が承認を受けた区画については、一切交換することを認めないものとする。
- 4 農園の利用にあたり野菜・草花の苗を植えたり種をまくときには、区画の端から最低 20 cm 以上内側へ後退させるものとする。  
なお、通路にはみ出たものは、利用者の許可なく適宜処分できるものとする。
- 5 区画内の肥料化出来る雑草等は、所定の集積所（堆肥場）で処理し、その他ゴミは持ち帰り処分とする。
- 6 マナーに反する行為をしないこと。
- 7 節水に心がけること。
- 8 利用者を対象に実施する品評会などの事業については、積極的に協力すること。
- 9 通路、花壇の美化にできる限り協力すること。
- 10 区画全体に、雑草が 30 cm 以上伸びたときは、利用を取消すことがある。